

食品表示講習会 ～景品表示法の基礎～

「景品表示法(正式名称:不当景品類及び不当表示防止法)」は、不当な表示や景品から、一般消費者の利益を保護する目的で制定された法律です。それでは、食品製造事業者は、どのようなことに注意すべきなのでしょうか。本講習会では、食品製造事業者の方を対象に、景品表示法における違反事例を参考に、景品表示法の基礎と、注意すべきポイントを説明いたします。 ※本事業は「地方創生推進交付金」により実施するものです

○開催日時：令和3年2月16日(火) 13:30-15:30

○内 容：「事例で読み解く景品表示法」

- ・景品表示法の基礎
- ・景品表示法における食品関連の違反事例
- ・食品製造事業者が注意すべきポイント など

(講師) 山梨県産業技術センター 客員研究員

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

専門委員 蒲生 恵美 氏

○開催方法：オンライン (Zoomを使用します。ミーティングID、パスコードは2月10日に送ります)

PC等の環境が整わない場合は下記会場でも受講可能です。ただし原則、県内の方に限ります。

山梨県産業技術センター高度技術開発棟2階共同研究エリア(甲府市大津町2094)(定員26名)

○対象者：食品製造事業者

○参加費：無料

○申込締切：2月9日(火)

※事前質問のある方は内容を下記(問い合わせ先)にご連絡いただければ講師へ伝えます(1月29日締切)

申 込 書

会社名 連絡担当者

電話番号 連絡担当者のE-Mail

会社住所 〒

参加者名	役職名	受講方法 (○をつけて下さい)	受講方法がオンラインの場合 E-Mail アドレスを記入下さい。上記「連絡担当者の E-Mail」と同じ場合は、記入する必要はございません。
		オンライン / 産業技術センター	
		オンライン / 産業技術センター	
		オンライン / 産業技術センター	

※参加申込みは以下のいずれかをお願いいたします。

①F A X : FAX 番号 055-243-6110 食品酒類・バイオ科宛

②電子メール : yitc-kit01@pref.yamanashi.lg.jp 食品酒類・バイオ科宛

- ・講演中の写真撮影、ビデオ・動画撮影、録音行為は禁止とさせていただきます。
- ・研修の開催にあたり、受講者の健康と安全を最優先とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底します。
- ・会場受講者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、事前に体温測定を行い、健康状態に不安がある場合は受講をご遠慮下さい。